

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株式の<u>買増請求</u>)</p> <p>第8条 本会社の单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を<u>本会社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。</p> <p>② <u>買増請求</u>をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 本会社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。<u> </u></p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。<u> </u></p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利。<u> </u></p> <p>(4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利。<u> </u></p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り及び<u>売渡し</u>、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の<u>売渡請求</u>)</p> <p>第8条 本会社の单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を<u>売渡すこと(以下「買増し」という。)</u>を本会社に請求することができる。</p> <p>② <u>買増し</u>を請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱<u>規程</u>による。</p> <p>(单元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 本会社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱<u>規程</u>)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り及び<u>買増し</u>、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱<u>規程</u>による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>本会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 <u>本会社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>本会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>第14条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 <u>本会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。</u></p> <p>② <u>本会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 <u>取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 本社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 本社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第27条 本社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u> 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、<u>議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第29条 本会社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (監査役の数) 第30条 <u>本会社の監査役は、5名以内とする。</u> (監査役の選任) 第31条 <u>本会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役会規則) 第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第33条 本会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u> 第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は、各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第35条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u> 第34条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各<u>監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第35条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="371 203 778 271"><u>責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="244 327 639 394">第6章 会計監査人 第38条～第40条（条文省略）</p> <p data-bbox="260 450 507 477">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="244 495 778 562">第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="244 656 611 723">第7章 計算 第42条～第43条（条文省略）</p> <p data-bbox="260 779 331 806">（新設）</p>	<p data-bbox="831 327 1225 394">第6章 会計監査人 第38条～第40条（現行どおり）</p> <p data-bbox="847 450 1094 477">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="831 495 1366 607">第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="831 656 1225 723">第7章 計算 第42条～第43条（現行どおり）</p> <p data-bbox="831 779 887 806">附則</p> <p data-bbox="847 862 1286 889"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="831 907 1390 1099">① <u>本会社は、第90回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="831 1117 1390 1346">② <u>第90回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u></p>

以上